

判決年月日	平成24年9月27日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成23年（行ケ）第10391号		
○ 発明の名称を「発光ダイオード」とする発明について、原出願の明細書中には、本件発明が記載されていると合理的に理解できるとまでは認められないとして、無効審判請求を不成立とした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法44条1項

本件は、発明の名称を「発光ダイオード」とする発明について、無効審判請求不成立審決の取消しを求めている事案である。

審決は、原出願には、本件発明が開示されているものといえるから本件出願は分割要件を満たし、本件特許を無効とすることはできないとするものである。

これに対し、本判決は、原出願の明細書中に、蛍光体の組成を限定しない本件発明が記載されているかとの点に関して、「当業者であれば、『（下部構成を採用した場合には、）水分による劣化を防止することができる』との原出願の明細書の記載部分は、本件組成に属する蛍光体について述べたものであると認識、理解するのが自然であるといえる。また、【0048】と【0049】では、本件組成に属する蛍光体が『十分な耐光性を有』し、かつ、『熱、光及び水分に強』いとの性質を有することが言及されており、【0047】に続けてこれらの記載に接した当業者であれば、【0047】の記載のとおり表面構成と下部構成が選択可能であるのは、本件組成に属する蛍光体が有する性質によるものと認識、理解するのが自然であるといえる。そうすると【0047】に接した当業者において、【0047】に記載された表面構成と下部構成が本件組成に属しない蛍光体についても選択可能であると理解するとまでは認められない」とした上で、「加えて、①上記のとおり、原出願の明細書で実施形態又は実施例として挙げられている蛍光体は、いずれも本件組成に属する蛍光体のみであること、及び、②【0047】の冒頭には、『このフォトルミネセンス蛍光体』と、『この』との指示語が用いられているが、同指示語は、前後の文脈から、【0045】等に記載されている本件組成に属する蛍光体を指しているのは明白であること、③【0047】（中略）に接した当業者は、表面構成と下部構成は、使用条件により、適宜選択可能な設計的な事項であり、本件組成に属しない蛍光体についての何らかの発明を開示していると認識、理解することはできないこと等を総合するならば、【0047】の記載に接した当業者は、【0047】の『フォトルミネセンス蛍光体』について、本件組成に属する蛍光体に限定されないと理解するとまでは容易に認め難い」と判断して、「少なくとも、本件においては、当業者が、原出願の明細書中に本件発明が記載されていると合理的に理解できるとまでは認められないから、本件発明が記載、開示されていると解されるとした審決の判断には違法がある」として、審決を取り消した。